

問：就労に向けて多様な困難を抱える方々の就労支援を実現するための地域ネットワーク創りには何が必要か？

# 本当の連携と当事者参加

朝日雅也（埼玉県立大学）

日本財団第3回 WORK ! DIVERSITYカンファレンス（2022年3月11日）

# 職業リハビリテーションとは

障害をもっているが故に職業に就くことが困難になっていたり、維持していくことが難しくなっている人にも、職業を通じた社会参加と自己実現、経済的自立の機会を作り出していく取り組み、これが職業リハビリテーションです。

具体的には . . . . .

対象：法に基づく障害者手帳の所持者に限らず、身体的、知的、精神的な理由により援助が必要と思われる人はすべて含みます。

方法：職業相談、職業評価、職業訓練、職業指導、職業紹介などの職業的なサービスのほかに、職業生活に就きそれを維持向上させるために必要な福祉的な方法も含みます。

目標：企業や官公庁での雇用、自営、福祉的就労など、収入を得る目的で生産活動に従事するあらゆる活動を含みます。

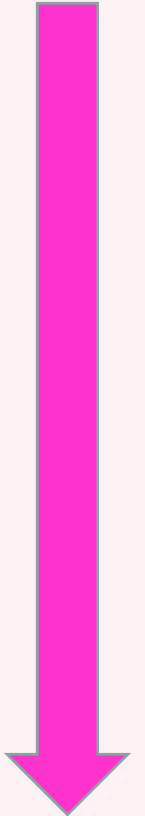
職業リハビリテーション学会ホームページ <http://vocreha.org/about/about.php>

障害者就労支援の変遷から導かれること

「適性」への対応

「職業準備性」への対応（訓練モデル）

「環境調整・人的支援」への対応  
（ジョブコーチモデル）



# 対象の広がり と 法制度

○ 身体障害

○ 知的障害

○ 精神障害（発達障害を含む）

○ 高次能機能障害、難病等

○ 障害以外の要因による働き  
づらさのある人々…

1960年 身体障害者  
雇用促進法

1987年 障害者雇用  
促進法

1998年 知的障害者  
雇用義務化

2018年 精神障害者  
雇用義務化

雇用率制度の対象化？

前提となる、社会や環境側の要因で働きに  
づらさのある人々との  
「働き合い」の理解

# 求められる「当事者性」の確認

❖ 第一義的な当事者：働きづらくて困っている当事者

❖ 第二義的な当事者：働きづらさを強いている環境・社会にいる人々

➡ 「働き合う」ことの実現が真髄

➡ ダイバーシティ就労支援は両者にアプローチ

# 地域におけるネットワークと連携（障害者就労支援） チームメンバー

当事者（障害者・事業所）も

具体的な支援に向けた  
協働

雇用主

障害者

情報共有等による  
ネットワーク形成

## 労働分野

労働局・自治体（就業支援主管課）  
公共職業安定所（ハローワーク） 職業能力開発校等  
障害者職業センター  
障害者就業・生活支援センター（雇用と福祉の連携事業）  
自治体独自の障害者就労支援センター等

## 就労上の課題

障害者

雇用主

家族  
当事者団体  
ピアサポート  
等

事業主団体

## 教育分野

自治体（特別支援教育主管課）  
特別支援学校  
特別支援教育提供機関  
大学（障害学生支援・進路支援  
等）

## 福祉分野

自治体（福祉事務所・障害者福祉主管  
課）  
就労支援事業所（就労移行支援・就  
労継続A型・就労継続B型）  
生活介護事業所  
地域活動支援センター  
障害者相談支援事業所

## 医療分野

自治体（保健医療主管課）  
保健所  
医療機関（病院・診療所）

グループホーム等生活の場

発達障害者支援センター・難病相談・支援センター 等